

# 山梨県公報

第四百六十一号

令和六年

四月四日

木曜日

## 目次

### 告示

○山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の…一三三  
部改正

### 教育委員会

○博物館の登録(四件)……………一三三

### その他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………一三四

## 告示

### 山梨県告示第九十九号

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第十六号)の一部を次のように改正し、この告示の日から適用する。  
令和六年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 1(1)の表を削り、1(2)の表を1(1)の表とする。
- 2(1)の表研磨・宝飾に係る産業技術に関連するものの部を削り、同表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の款エネルギー分散型蛍光エックス線分析装置による測定の前及び顕微鏡赤外分光光度計による測定の前を削り、同部電子顕微鏡試験の款を削る。
- 2(2)の表繊維(ニット製品及びその原材料を除く。)に係る産業技術に関連する試作加工の部を削る。

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会教育長告示第一号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十一条の規定により、次のとおり博

博物館を登録した。

令和六年四月四日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

一 登録年月日

令和六年三月二十五日

二 記号番号

梨博第六号

三 設置者の名称及び住所

山梨県

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

四 名称

山梨県立考古博物館

五 所在地

山梨県甲府市下曾根九二三

### 山梨県教育委員会教育長告示第二号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十一条の規定により、次のとおり博物館を登録した。  
令和六年四月四日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

一 登録年月日

令和六年三月二十五日

二 記号番号

梨博第五号

三 設置者の名称及び住所

山梨県

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

四 名称

山梨県立美術館

五 所在地

山梨県甲府市貢川一丁目四番二七号

山梨県教育委員会教育長告示第三号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十一条の規定により、次のとおり博物館を登録した。  
令和六年四月四日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

一 登録年月日

令和六年三月二十五日

二 記号番号

梨博第十号

三 設置者の名称及び住所

山梨県

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

四 名称

山梨県立文学館

五 所在地

山梨県甲府市貢川一丁目五番三五号

山梨県教育委員会教育長告示第四号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十一条の規定により、次のとおり博物館を登録した。  
令和六年四月四日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

一 登録年月日

令和六年三月二十五日

二 記号番号

梨博第二十二号

三 設置者の名称及び住所

山梨県

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

四 名称

山梨県立博物館

五 所在地

山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地一

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。  
令和六年四月四日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

1 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スマールマウスバス）を目的とした採捕を行ってはならない。ただし、山梨県漁業協同組合連合会又は峡東漁業協同組合若しくはその従事者が駆除のために行う場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

2 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スマールマウスバス）以外の魚種を目的とした採捕を行い、コクチバス（スマールマウスバス）を採捕した場合は、平成二十二年二月四日山梨県内水面漁場管理委員会指示第一一一号に準じ、コクチバス（スマールマウスバス）を琴川ダム貯水池（乙女湖）に再び放してはならない。

二 指示の区域 柳平大橋より下流の琴川ダム貯水池（乙女湖）

三 指示の期間 令和六年四月十七日から令和八年四月十六日まで